

特定非営利活動法人チャイルドケアセンター 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人チャイルドケアセンター(以下「この法人」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(公開書類)

第2条 公開書類は以下のとおりとする。

- (1) 事業報告書等
- (2) 役員名簿(住所・生年月日を除く)
- (3) 定款その内規
- (4) 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- (5) 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (6) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- (7) 前事業年度の収益の明細など
- (8) (7)のほか、特定非営利活動促進法施行規則第32条第2項で定める書類
- (9) 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く)を行うときの金額並びにその予定日を記載した書類

ただし、寄附者名簿等の個人情報が含まれるものについては公開対象から除外する。

(閲覧場所)

第3条 公開書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

(閲覧日時)

第4条 閲覧希望者は、希望日時の3日前までに主たる事務所へ連絡することとする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日を原則とし、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。

3 当法人は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和3年2月26日から施行する。(令和3年2月26日理事会決議)